

○津軽広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

(平成20年2月28日条例第3号)

改正 平成28年2月25日条例第5号

令和5年2月15日条例第1号

(設置)

第1条 津軽広域連合情報公開条例（平成20年津軽広域連合条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第17条第1項及び附則第5項又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。第105条第1項の規定による諮問等に応じ審査を行わせるため、津軽広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから広域連合長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第17条第1項及び附則第5項又は法第105条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公文書（情報公開条例第11条第1項又は第2項に規定する開示等の決定に係る公文書をいう。以下同じ。）又は保有個人情報（津軽広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年津軽広域連合条例第1号）第5条第1項、第6項第1項又は第7条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項本文の規定による求めがあったときは、これを拒ん

ではない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報の内容又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開条例第17条第1項若しくは法第105条第1項の審査請求又は情報公開条例附則第5項の苦情の申出（以下「審査請求等」という。）に係る事件に関し、審査請求人（審査請求等をした者をいう。以下同じ。）、参加人（行政不服審査法第13条に規定する参加人（同項の苦情の申出にあつては、これと同様の者として諮問実施機関が認めたものを含む。）をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見、説明又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第6条 審査会は、審査請求人等から申出があつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めるものとする。

- 2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人（専門知識をもって審査請求人又は参加人を援助する者をいう。）とともに出頭することができる。
- 3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第5条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は前条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料等の写しの送付）

第8条 審査会は、第5条第3項若しくは第4項又は第6条第3項の規定により審査請求人等から資料又は意見書の提出があつたときは、第三者の利益を害するおそれがあると認める場合その他正当な理由がある場合を除き、審査請求人等（当該資料又は意見書を提出した者を除く。）に対し、当該資料又は意見書の写しを送付しなければならない。

（調査審議手続の非公開）

第9条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が認めるときは、公開することができる。

（答申書の送付）

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

（守秘義務）

第11条 委員又は委員であつた者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(津軽広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 津軽広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例（平成10年津軽広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 情報公開・個人情報保護審査会委員

第2条第1項中「第8号」を「第9号」に改める。

第3条第2項及び第4項中「第8号」を「第9号」に改める。

別表第1中

「

介 護 認 定 審 査 会 委 員	会 長	日 額	21,800
障 害 程 度 区 分 判 定 審 査 会 委 員	委 員	日 額	18,000

を
」

「

介 護 認 定 審 査 会 委 員	会 長	日 額	21,800
障 害 程 度 区 分 判 定 審 査 会 委 員	委 員	日 額	18,000
情報公開・個人情報保護審査会委員	会 長	日 額	12,900
	委 員	日 額	10,600

に
」

改める。

別表第2中

介 護 認 定 審 査 会 委 員 障 害 程 度 区 分 判 定 審 査 会 委 員
--

を
」

「

介 護 認 定 審 査 会 委 員 障 害 程 度 区 分 判 定 審 査 会 委 員 情報公開・個人情報保護審査会委員
--

に改める。
」

附 則（平成28年2月25日条例第5号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前に処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に係るものについては、
なお従前の例による。

附 則（令和5年2月15日条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。